

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 21



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

## 訓 令

### 鹿児島県訓令第 8 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿児島県訓令第18号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 総務企画部の表注 1 中「(2)の項」を「(5)の項」に改め、同表注 2 の表数量の項電気導火線の欄中「メートル」を「 個」に改める。

別表第 4 農林水産部の表13の項事務の種類欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表44の項を次のように改める。

44 漁業法 (昭和24年法律第267号) の施行に関する事務 この項中漁業法を「法」、漁業法施行規則 (令和2年農林水産省令第47号) を「省令」、鹿児島県漁業調整規則 (令和2年鹿児島県規則第52号)	(1) 漁業の許可、起業の認可又は水産動植物の採捕の許可並びにそれらに係る諮問及び意見の聴取 (法57①, 58 [38, 40②], 規則9②, 32①③)	熊毛支庁 大島支庁			○				注1 注2
	(2) 漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容等の公示及びそれらに係る諮問 (法58 [42①③])	熊毛支庁 大島支庁			○				注1
	(3) 漁業の許可、起業の認可又は水産動植物の採捕の許可後の条件の付加及びそれらに係る諮問 (法58 [44②], 規則13②, 32③)	熊毛支庁 大島支庁			○				注1 注2
	(4) 漁業の許可又は	熊毛支			○				注1

を「規則」という。	水産動植物の採捕の許可の有効期間の短縮及びそれらに係る諮問（法58〔46②〕，規則32⑤）	庁 大島支庁							注2
(5) 漁業の許可の変更の許可（法58〔47〕）		熊毛支庁 大島支庁			○				注1
(6) 漁業の許可又は起業の認可の失効の届出の処理（法58〔49②〕）		熊毛支庁 大島支庁				○			注1
(7) 漁業の許可を受けた者からの休業又は就業の届出の処理（法58〔50〕，規則19②）		熊毛支庁 大島支庁				○			注1
(8) 許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業した場合の漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の取消し及びそれらに係る諮問（法58〔51①〕，規則20①，32⑦）		熊毛支庁 大島支庁	○						注1 注2
(9) 漁業の許可，起業の認可又は水産動植物の採捕の許可の取消し等及びそれらに係る諮問（法58〔54①②〕，55①②〕，規則22①②，32⑬）		熊毛支庁 大島支庁	○						注1 注2
(10) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可に係る許可証の交付，書換え交付及び再交付（法58〔56〕，規則29，32⑨⑬）		熊毛支庁 大島支庁				○			注1 注2
(11) 漁場又は漁具の標識の設置等の命令（法122）		熊毛支庁 大島支庁			○				
(12) 漁業に関する報告の徴収及び検査等の実施（法176①）		熊毛支庁 大島支庁			○				

(13) 特定水産動植物の採捕の許可及び許可証の交付並びに許可証の再交付（省令42①⑥⑦）	熊毛支庁 大島支庁			○				
(14) 特定水産動植物の採捕結果の報告の処理（省令42⑩）	熊毛支庁 大島支庁				○			
(15) 特定水産動植物の採捕の許可の取消し（省令42⑪）	熊毛支庁 大島支庁	○						
(16) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の申請に係る必要な書類の提出の命令（規則8②, 32⑬）	熊毛支庁 大島支庁			○				注1 注2
(17) 漁業の許可及び起業の認可に係る許可基準の制定及びそれに係る諮問（規則11⑦）	熊毛支庁 大島支庁			○				注1
(18) 申請者が死亡し、又は合併により解散した場合の地位の承継の届出の処理（規則11⑨）	熊毛支庁 大島支庁				○			注1
(19) 相続又は合併による地位の承継の届出の処理（規則17②）	熊毛支庁 大島支庁				○			注1
(20) 漁業の廃止の届出の処理（規則18③）	熊毛支庁 大島支庁				○			注1
(21) 公益上の必要による漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の変更、取消し等及びそれらに係る諮問（規則23, 32⑬）	熊毛支庁 大島支庁	○						注1 注2
(22) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可に係る許可証を行政庁に提出中である旨の証明（規則25②, 32⑩）	熊毛支庁 大島支庁				○			注1 注2
(23) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可に係る許可	熊毛支庁 大島支庁				○			注1 注2

証を返納できない 場合の届出の処理 (規則30②③, 32 ⑬)								
(24) 漁場内の岩礁の 破砕等の許可(規 則46①)	熊毛支 庁 大 島支庁			○				
(25) 試験研究等につ いての特別採捕の 許可(変更の許可 並びに許可証の書 換え及び再交付を 含む。)(規則48① ③④⑥⑦⑨)	熊毛支 庁 大 島支庁			○				注3
(26) 試験研究機関等 からの報告の処理 (規則48⑤)	熊毛支 庁 大 島支庁				○			注3

別表第4農林水産部の表45の項中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「管理命令(法22②)」を「管理命令等(法25②③)」に改め、同表注1中「法66条①及び調整規則7 Iアに掲げる漁業並びに定数漁業」を「規則4① Iに掲げる漁業」に改め、同表注3及び注4を削り、同表注2を同表注3とし、同表注1の次に次のように加える。

注2 規則48①の許可を受けて行ううなぎ(増養殖用の種苗に供するものに限る。)の採捕に係るものを除く。

別表第4農林水産部の表52の項第3号中「1月」を「10年」に改め、同項第12号中「又は承認」を削り、同項第13号中「占用等」を「占用」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。